

平成 3 1 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

1. 日 時

平成31年4月19日（金）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
まちなみ文化財グループ副参事兼グループリーダー（以下まち副GLという）	山 口 昌 直
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課社会教育グループリーダー（以下生社GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	葛 原 健太郎

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 教育長報告

教育長 24日、亀山市音楽協会の音の祭典に招かれ出席した。25日は鈴鹿大学・短期大学部の卒業式に出席した。また、社会教育委員会が開催され、出席した。

26日には市議会が閉会し、29日にはトラック協会の贈呈式に出席し、交通安全についての下敷きをいただいた。また、今年度の退職者への辞令交付式を行った。

4月1日、辞令交付式を行い、2日には交通安全協会からランドセルに付ける黄色のカバーをいただいた。7日には子ども会育成者連絡協議会に出席し、8日は杉の子特別支援学校の入学式に出席した。

9日は各小学校、中学校の入学式が行われ、各委員の参加には感謝申し上げる。

10日は市町教育委員会関係三団体総会に参加した。11日には県立看護大学と家庭教育出前講座等の協議を行った。

12日は課長館長会議を行い、16日には民生委員児童委員協議会連合会総会に出席した。

16日は関小学校、17日は関中学校のコミュニティ・スクールの立上式に出席した。

本日は午後、みどりの少年隊入隊式に参加予定である。

以上、質問ありましたらお願いします。

（質問はなく、教育長報告を終わる。）

8. 議事

教育長 報告第1号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第1号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求め

るものです。専決処分した事件は「亀山市就学指導委員会規則の一部改正について」です。詳細については学校課長から説明します。

学校課長

「亀山市就学指導委員会」を「亀山市教育支援委員会」に名称変更するものです。改正の内容については就学指導を教育支援に文言を変更し、規則に入っていなかった幼児を追加し、また、障がい児を障がいのある児童に変更する等、文言の整理を行いました。

若林委員

改正に異論はないが、なぜ今名称を変更するのか。

また、幼児を新たに入れたとのことだが、どの範囲を対象としたのか。

学校課長

平成24年に国の中央審議会では就学時のみならず一貫した支援が望ましいという議論がありました。当時、市でもそれに合わせた論議はありましたが、名称はそのまま内容を充実させたという経緯があります。現在、県内でも14市町が名実共に変更していることから、亀山市においても内容は先んじているので、名称も変更した方が望ましいと考え、変更するものとなりました。

また、幼児については、基本的に幼稚園に通う子についてであります。保育園については別の委員会があります。

(他に質問はなく、報告第1号は承認される。)

教育長

報告第2号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

報告第2号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は「亀山市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱等について」です。詳細については学校課長が説明します。

学校課長

委員と調査員の委嘱等についてです。任期満了に伴い委員及び調査員にそれぞれ委嘱または任命させていただきました。それぞれ4名ずつ交代となっております。

(質問はなく、報告第2号は承認される。)

教育長

報告第3号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

報告第3号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育

委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認をを求めるものです。専決処分した事件は「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」です。詳細については学校課長から説明します。

学校課長

任期満了に伴い、委嘱したものです。北勢児童相談所の職員に入っていたいただきましたが、この度鈴鹿児童相談所が独立し、亀山市はこの鈴鹿児童相談所の管轄になります。それに伴い、本来は鈴鹿児童相談所の職員に委員に入ってくださいことになるのですが、条例改正が必要になりますので、6月議会で条例を改正し、その上で三重県鈴鹿児童相談所の職員という区分で同所長に入ってもらおう予定です。それまでは「その他教育委員会が必要と認める者」として委員に入ってもらおう措置を取らせていただきます。

太田委員
学校課長

人数が1名多くなっている様だが、問題はないのか。
定員は15名以内となっているので、問題ありません。
(他に質問はなく、報告第3号は承認される。)

教育長

報告第4号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

報告第4号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は「亀山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」です。詳細については学校課長から説明します。

学校課長

任期満了に伴い、4月1日付で委嘱しました。1名の方が新任となっています。
(質問はなく、報告第4号は承認される。)

教育長

報告第5号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

報告第5号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は「亀山市学校運営協議会委員の委嘱

について」です。なお、報告第5号から第13号までは全て亀山市学校運営協議会委員の委嘱についてですので、まとめて報告させていただきます。詳細については学校課長から説明します。

学校課長 亀山南小学校の学校運営協議会の委員名簿になります。今年度より立ち上がりましたので、全員新任になります。

教育長 「亀山市学校運営協議会委員の委嘱」ではなく、「亀山南小学校運営協議会委員の委嘱」ではないのか。

学校課長 委嘱状を確認します。

教育部長 学校運営協議会委員については亀山市学校運営委員会の規則に基づく委嘱ですので、表記の通りで間違いありません。専決内容についても、最後の行の亀山市学校運営協議会委員の後ろに（亀山南小学校）とすれば分かりやすかったと思います。

教育長 各学校ごとに委員を委嘱したということですね。

教育部長 そうです。

学校課長 続いて、報告第6号は関小学校の学校運営協議会委員の委嘱および任命についてです。関小学校についても今年度から立ち上がりましたので、全員新任となります。

報告第7号は関中学校の学校運営協議会委員の委嘱についてです。関中学校についても、今年度新しく学校運営協議会が立ち上がりましたので、全員新任となります。

報告第8号は昼生小学校の学校運営協議会の委嘱等についてです。2年任期で、任期満了に伴う委嘱となります。

報告第9号の加太小学校については任期途中での交代となります。3名の方が交代となります。

報告第10号は川崎小学校の学校運営協議会の委嘱についてです。6名の方が任期途中での交代となっております。

報告第11号は野登小学校の学校運営協議会の委員の委嘱についてです。3名の方が任期途中での交代となっております。

報告第12号は白川小学校の学校運営協議会の委員の委嘱についてです。5名の方が任期途中での交代となっております。

報告第13号は神辺小学校の学校運営協議会の委員の委嘱等についてです。5名の方が交代となっておりますが、別紙名簿中ナンバー2の方が急なことで死去されてしまったとのことですので、交代とするか欠員とするかは、学校運営協議会とも協議のうえ、決め

てまいります。

太田委員 報告第8号と第11号、第12号の委員名簿に所属等が「学校運営協議会会長」とあるが、本来の所属は何なのか

また、報告第9号に「PTA代表」とあるが、「PTA会長」から変わったのか。

学事GL 「学校運営協議会会長」については「地域の住民」という位置付けではありますが、現在の学校運営協議会会長という立場を記載させていただいております。

また、第9号の「PTA代表」は今年度の「PTA会長」をされる方ですが、表記上「PTA代表」とさせてもらっています。

宮村委員 標題に「委嘱」とあるのと「委嘱等」とあるのは何が異なるのか。

総務GL 委員に市の職員が含まれている場合は任命になるので、「委嘱等」としています。

宮村委員 関小学校と関中学校で違うのはなぜか。関小学校は認定こども園の園長が職員として委員に入っているということなのか。

教育長 市の職員については任命ということになっているのか。

総務課長 市の職員が委員になる場合は任命、外部の方については委嘱をさせていただいています。

教育長 消防長が入っているが、地域の住民として委員に入っているのか。

総務課長 はい。地域の住民として委員になっていただいています。

教育長 関小学校、関中学校と委嘱に行ってきたが、認定こども園の園長は任命だったか。

学事GL 現在は委嘱となっております。相談はさせていただきました。

総務課長 整理して、適正な運用に努めます。

教育長 園長として委員になってもらうなら、任命になるのか。

総務課長 そうなります。

(他に質問はなく、報告第5号から第13号は承認される。)

教育長 報告第14号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第14号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をしまし

たので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めます。専決処分した事件は「亀山市公民館運営審議会委員の委嘱について」です。詳細については参事生課長から説明します。

参事生課長 任期満了に伴い、別紙の方を委員に委嘱いたしました。
(質問なく、報告第14号は承認される。)

教育長 報告第15号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第15号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めます。専決処分した事件は「亀山市社会教育委員の委嘱について」です。詳細については参事生課長から説明します。

参事生課長 任期満了に伴い、別紙の方を委員に委嘱したものです。
(質問なく、報告第15号は承認される。)

教育長 報告第16号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第16号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めます。専決処分した事件は「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」です。詳細については参事生課長から説明します。

参事生課長 任期満了に伴い、別紙の方を委員に委嘱したものです。
なお、各委員については各まちづくり協議会からご推薦いただいた方になります。

太田委員 井田川地区からは選出されてませんが、何か理由があるんですか。

参事生課長 各まちづくり協議会からの推薦により選出されてますので、総会の日程等もあり、改めて推薦、選出され、委嘱させてもらうことになると思います。
(他に質問なく、報告第16号は承認される。)

教育長 報告第17号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第17号「専決処分した事件の承認について」は亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をしましたので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」です。詳細についてはまちなみ文化財グループ副参事兼グループリーダーから説明します。

まち副GL 4月1日付の人事異動に伴い名簿の方を審議会委員に委嘱したものです。別紙名簿中ナンバー11の方が今回の人事異動に伴い交代となっています。
(質問なく、報告第17号は承認される。)

教育長 議案17号「亀山市立亀山南小学校バス通学児童に対する通学費補助金交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案17号「亀山市立亀山南小学校バス通学児童に対する通学費補助金交付要綱の一部改正について」です。提案理由としましては、改元に伴い元号を削除することについて、委員会の議決を求めるものです。なお、議案第17号から20号までは改元に伴う各種様式等の変更に伴う改正になります。詳細については総務課長より説明します。

総務課長 様式中の申請日記載欄の「平成」を削り、新様式では「年月日」のみ残すこととなります。

若林委員 本改正について異論はありませんが、今後元号と西暦を併用するということですか。

総務課長 本市は外国籍の方が多く、元号に馴染まない外国籍の方が多くおられます。今後は西暦、元号いずれかを記載してもらうこととなります。

教育長 この規則は亀山南小学校だけにあるのか。

総務課長 そうです。通学路中の歩道の一部が整備されていない時代にできた要綱です。危険場所についてバスで通学していたものです。
現在は歩道の整備もされており、本要綱の意義についても検討してまいりたいと思っています。

教育長 野登小学校の低学年もバス通学しているはずだが、補助金についての様式等はないのか。

総務課長 調べて報告します。

宮村委員 申請者は元号、西暦どちらも使えるとのことだが、教育委員会から出す文書はどうなるのか。

総務課長 教育委員会からの文書については元号を使用します。

大萱委員 現在、亀山南小学校、野登小学校についてバスを利用している生徒はいるのか。

総務課長 亀山南小学校については現在おりません。野登小学校については調べます。

大萱委員 亀山南小学校のバス通学については歩道が整備されたとのことだが、この要綱は廃止の方向で考えていくのか。

総務課長 地域の状況等も勘案し、廃止も含め検討していきます。

大萱委員 亀山南小学校について、バスの利用者がいないのであれば廃止等について考える良い機会かもしれない。

教育長 野登小学校については遠距離通学の観点からバス通学があるのだと思うが、慎重に検討してほしい。

大萱委員 歩道の整備ということであったが、遠距離通学者もいるのか。

総務課長 亀山南小学校については把握している範囲では遠距離通学者はいませんが、そこも精査させていただいた上で、今後の対応を考えます。

総務 GL 安坂山町坂本からバスで野登小学校へ通学する1、2年生については、通学に伴うバス通学費の全額を補助するという要綱が設けられており、昨年度は4名の児童が該当しています。

教育長 野登小学校は遠距離通学者への補助の話で、亀山南小学校については遠距離通学とは別の要綱等があるのは分かったが、野登小学校に申請書があればそちらの元号は削除しなくて良いのか。

総務課長 申請書等の有無について確認します。
(他に質問はなく、議案第17号は議決される)

教育長 議案18号「亀山市学習支援事業実施要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案18号「亀山市学習支援事業実施要綱の一部改正について」です。提案理由としましては、改元に伴い元号を削除をする

ことについて。委員会の議決を求めるものです。詳細については学校課長から説明します。

学校課長 申込書に記載されている元号を削除し、また、同様に申込書に男女の記載がありますが、時代の流れ等を勘案し、性別の欄は空欄とし、各自で記載できるように改めます。

教育長 提案理由は元号等と言うことですね。

学校課長 はい。そうなります。

宮村委員 様式内に「平成」以外にも「明治・大正・昭和」とあるが、どのような時に使うのか。これは何の欄なのか。

学校課長 生年月日を記載する欄です。

宮村委員 元号を削除するのは本当に親切なのか。特に高齢者の方にとっては、毎回自分で書くのは手間になるのではないか。

教育長 中学生の参加申込書なので、本来現在は平成さえあれば事足りる文書ではある。

教育部長 元号を削除するという考え方は市で統一した考え方であり、今回提案させていただきました。

宮村委員 明治等は元々不要であったが、今回削除するということか。

学校課長 同居の家族の生年月日も記載事項にあり、明治はともかく昭和等については現在まで使用していたが、今回削除することになりました。

(他に質問はなく、議案第18号は議決される)

教育長 議案第19号「亀山市立図書館条例施行規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第19号「亀山市立図書館条例施行規則の一部改正について」です。提案理由としましては、改元に伴い、当規則に記載された様式の一部を改正するものでありますが、各々の様式は、規則には添付されていないため、現行運用している様式を基本とし、改元に伴う変更等を別紙のとおり定めたく、委員会の議決を求めます。詳細については、参事生課長が説明します。

参事生課長 改元に伴い様式内の元号を削除するものです。また、それとは別に規則の中に各々の様式が定められていないものがありましたので、改めて今回整合を図るものです。そちらの詳細については図書館長より説明します。

図書館長 基本的には改元に伴い様式内の元号を削除するものですが、図書館においてはその場の運用に合わせた様式等を現状に則した形で使用していましたので、今回改めて整理させていただいたものです。

宮村委員 平成になった時にはなかった議論だが、なぜ今回は議論になったのか。また、令和を加えるという考えはなかったのか。

教育部長 平成になった時には議論にならなかったと思いますが、現在外国籍の方が増えてきているということと、推測ではありますが、元号ではなく西暦を使用する人が増えて来たことが今回の議論に至ったのだと思います。

教育長 3種類の図書貸出券の見本が載っているが、これは何か。

図書館長 平成4年に図書館システムを導入して以来、在庫がなくなり次第、貸出券を追加してきましたが、現在3種類の有効な貸出券があるということで載せさせていただきました。

教育長 各々の貸出券で開館時間等が異なるが、対応しているのか。

図書館長 その都度シールを張るなど対応しています。

宮村委員 先程、性別の話があったが、図書館の利用者再登録申込書には性別の欄があるが、これは残す必要があるのか。

図書館長 統計データのために残すことにしました。

宮村委員 理由があるのなら、良いと思うのだが、教育委員会が持っている様式について統一はしなくてよいのか。

教育部長 今から洗い出しも含めて必要な改正はします。

(ほかに質問はなく、議案第19号は議決される)

教育長 議案第20号「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱の一部改正について」説明を求める

教育部長 議案第20号「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱の一部改正について」です。提案理由は、改元に伴い別紙様式の一部を改正いたしたく委員会の議決を求めます。詳細については、図書館長が説明します。

図書館長 先程と同様に、生年月日および性別の記載欄について整理させていただいたものです。

(質問はなく、議案第20号は議決される)

9. 報告事項

- 教育長 報告事項1「亀山市児童生徒結核対策委員会委員名簿について」の説明を求める。
(総務課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項2「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱等について」の説明を求める。
(総務課長詳細説明)
- 太田委員 委員が半分以上入れ替わっているが、問題は生じないのか。
総務課長 新任の学校長に話しを聞きましたが、前任の方から、しっかり引継ぎを受けているとのことでした。人事異動に伴う委員の変更について、しっかりと引継ぎをさせていただき、児童、生徒、保護者の方々に支障のないようにと考えています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項3「亀山市教育サポート推進委員会委員の委嘱等について」の説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 太田委員 別紙名簿中のナンバー4のキタザキさんは字が違うのではない
か。
学校課長 確認しておきます。
教育長 人の名前なので十分に注意してください。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項4「亀山市中高連携推進委員会委員の委嘱について」
の説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、終わる報告を終わる。)
- 教育長 報告事項5「亀山市学校問題調査検討委員会委員の委嘱等につ
いて」の説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項6「生徒指導について」の説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 大萱委員 平成29年度に比べて累計3割増加ということであり、特定の生徒が暴力行為や器物破損等を繰り返す傾向にあるとのことであるが、家出や児童虐待も増加している。何か要因があるのか。
- 教育長 個別の状況ではなく、全体を動かしているような要因は何か。
- 学校課長 個々のケースで要因はまちまちであり、年度ごとに特定の要因があるとは言えませんが、無断外泊についても同じ生徒が繰り返しています。児童虐待については疑わしい事例については通告する傾向にあり、結果として増加しているのかも知れません。
- 大萱委員 虐待については同じ子が複数に渡っているということではないと思うが、それで間違いないか。
- 学校課長 間違いないです。
- 大萱委員 軽微な事例も通告し、把握できる様になり、考え方によっては良い意味で増加しているという捉え方で良いのか。
- 教育長 積極的認知についてはいじめについてであり、児童虐待については家庭の不安定さが要因となっているように感じる。
- 学校課長 虐待については疑わしい事例について通告するのは以前からの傾向であります。
- 太田委員 声かけや不審者が多いが、どちらが多いのか。
- 学校課長 不審者が多いです。直接的な声かけよりは後をつけて来た等の事例や写真を撮られた事例があります。
- 太田委員 直接的な声かけをする人と不審者は違うと思うが、声かけの方が子どもの心に残ってしまうとは思う。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項7「教育課題について」の説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 太田委員 いじめについて、県でLINEを使った相談窓口ができたと思うが、早期発見という観点からも、市には情報は入って来ないのか。
- 学校課長 現状は県から市内の方から相談があったという情報は入って来ていませんが、利用は多いとのこと。
- 教育長 全く情報が入って来ない訳ではなく、必要に応じ入ってくる。

学校課長 市に伝える必要がある案件があれば入って来ます。

太田委員 説明の中に小学校のいじめが継続したまま卒業した場合、中学校へ引継ぎがあるとのことであったが、私立に進学した場合等はどうなるのか。

教育長 私立へ進学しても連絡は取り合います。

教支 GL 気になるケースは連絡を取るようにはしています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)

大萱委員 1月から3月の比較の表があるが、表の中に先生1人当たりの月平均時間数があるが、その横の数字は何か。

学校課長 それぞれの学校が月平均職員1人当たりで何時間減らすという目標を立てており、その目標です。

大萱委員 表の1番右の数字は月当たり80時間以上残業した延べ人数の数字ということか。

学校課長 そうです。

大萱委員 各学校で目標が異なるのはなぜか。

学校課長 基本は月に各学校5時間ずつ減らすことを示していますが、職員の残業時間が学校により異なるので、一律に削減時間を設定できないのが現状です。全体で平均5時間減らすと総勤務時間が3.2%減少するので、それを目安に目標を設定しています。

大萱委員 平均5時間減らして、3.2%減とはならないのではないかと。

学校課長 時間外労働だけでなく、休曜日数も増やして、トータルで総勤務時間を3.2%減らすことを目標としました。

大萱委員 右下の数字も休曜日数も勘案した数字なのか。

学校課長 そこは休曜日数を含めず、計算した縮減率です。

大萱委員 相当増加しているように見えるが、増加率はこの数字で合っているのか。

学事 GL 見ていただいている数字は1月だけの数字で1月は対28年度でかなり増加していますが、右下の数字の増加率は4月からのトータルの数字となっています。

太田委員 1年間どの月も目標を達成できなかった学校もあるのか。

- 学校課長 今データを持っていません。
- 太田委員 3ヶ月もしくは6ヶ月、目標を下回ったら校長先生が修正等するのが通常だと思う。もし、そういう学校があったら、指導していただきたい。
- 教育長 概ね減っていない学校が複数あるが、それぞれに要因はある。その学校については学校訪問で要因について詳しく聞きたい。
- 太田委員 できないであろう目標を、なぜ作ったのか疑問に思う学校がある。
- 教育長 学校訪問で聞いてみてください。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項9「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱等について」の説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項10「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項11「亀山市生涯学習推進会議委員の委嘱等について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項12「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱等について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項13「亀山市地域人材キラリ育成事業推進委員会委員の委嘱について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 4 「亀山市立図書館運営委員会委員の委嘱について
説明を求める

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 5 「図書館の利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 6 「工事及び委託事業の発注状況」について説明を
求める

(総務課長・参事生課長詳細説明)

太田委員 ノロウイルス検査等については保育園も入っているのか。

教育長 予算の関係もあり、年交代で教育委員会と福祉部門が一括して
委託している。

宮村委員 放課後子ども教室は小学校区によって請負額に差があるが理由
は何か。

参事生課長 契約にあたっては基本的には1教室1万円を基準としていま
す。コーディネーター等の謝金を中心になっている単価について
は上限額は設けておりますが、合意があればそれぞれの学校に任
せています。関小学校区については学校の空き教室でなく、独自
の施設を使っており、また授業の内容によっては消耗品を使うこ
ともあるので、単価は変わってきます。

宮村委員 それぞれの校区の事情も加味して契約しているということか。

参事生課長 そうです。

(他に質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 7 「教育委員会行事報告及び予定表」説明を求め
る。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長、まち副 GL 詳
細を説明する)

(質問はなく、報告を終わる。)

10. その他

各小学校の運動会への各委員の参加について。
歴史博物館資料配布。

宮村委員 学力学習状況調査において英語が導入され、パソコンを使用して実施されたという報道を聞いたが、亀山市でも実施されたのか。

教育長 パソコンの整備が間に合わなかった学校では一部免除になっているが、亀山市では全校実施しており、また全国でも大半の学校は実施している。

宮村委員 報道では隣の人の声も聞こえる距離で行っていたが、亀山市においてはどのように行ったのか。

教支 GL パソコン教室で一斉に行いました。基本的には一斉に話し掛けるという形式で実施しました。

教育長 5月臨時会は5月10日（金）13時30分からとする。
5月定例会は5月20日（月）13時30分からとする。

11. 閉会

午前11時45分